

# 多頭飼養届出制度の導入について

## 制度の目的

- ・多頭飼養の実態を把握し、適正飼養を普及啓発することにより、多頭飼養に起因する動物愛護管理上の問題発生の未然防止を図る。

## 多頭飼養の届出

- ・飼養施設の所在地において飼養する犬及び猫（いずれも生後90日以下のものを除く。以下同じ。）の合計数が10頭以上となったとき
- ・その日から30日以内に知事（保健所）へ届出
- ・届出の適用除外規定に該当する場合は届出不要

### 届出事項

- （1）氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
- （2）飼養施設の所在地
- （3）飼養する犬又は猫の数、性別及び不妊手術又は去勢手術の実施数
- （4）飼養の方法※

※飼養施設の設置場所及び構造、雌雄の分離、廃棄物等の処理方法

### 届出の適用除外

- （1）第一種動物取扱業の登録に係る飼養
- （2）第二種動物取扱業の届出に係る飼養
- （3）教育、試験研究、生物学的製剤の製造のための飼養
- （4）動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条の5第3項各号に掲げる場合（他法令に基づく公務員による飼養）
- （5）診療施設における飼養

## 多頭飼養の変更の届出

- ・多頭飼養の届出事項（飼養施設の所在地を除く。）に変更があったとき
- ・その日から30日以内に知事（保健所）へ届出
- ・軽微な変更には該当する場合は届出不要

### 軽微な変更

- （1）飼養する犬及び猫の合計数の減少
- （2）飼養する犬及び猫の合計数の30%未満の増加
- （3）飼養する犬又は猫の不妊手術又は去勢手術の実施数

## 多頭飼養の廃止等の届出

- ・飼養施設の所在地における飼養を廃止したとき
- ・飼養する犬及び猫の合計数が10頭未満となったとき
- ・知事（保健所）へ届出

## 罰則

- ・届出（廃止等の届出を除く。）をせず、又は虚偽の届出をした場合
- ・5万円以下の過料